

令和7年4月8日

保護者様

岡山県立岡山操山中学校長

学校感染症による出席停止について

平素から本校の教育推進につきまして、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校は集団生活の場であり、感染症が発生した場合には、学校保健安全法第19条の規定により、感染症にかかった生徒に対して、出席停止の措置をとるよう定められています。

つきましては、次のとおり、学校で予防すべき感染症の種類と出席停止に関する手続きについてお知らせしますので、御理解・御協力をお願いします。

1 学校において注意すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則に定められている学校感染症は、下記のとおりです。これらの病気にかかる（疑い・おそれを含む）と、出席停止の措置をとります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（血清亜型がH5N1及びH7N9型のもの）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症等）、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

2 出席停止の手続き

①学校への連絡



上記の表に示している病気に感染、感染の疑い・感染の可能性が生じたと医師から診断を受けた場合は、速やかに担任へ連絡してください。感染症の症状により欠席し始めた日から、医師が治癒したと認めた日までを出席停止扱いにします。

②療養・医師の診察

医師の指示に従い、療養を行ってください。

③「治癒証明書」提出（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く）

感染症が完治し、登校する時は、別紙の医療機関による「治癒証明書」が必要になります。再登校の際に必ず担任まで提出をお願いします。用紙は本校HPからもダウンロードできます。

※令和2年度10月から、インフルエンザ治癒証明書の提出は不要になりました。別紙の「インフルエンザ罹患報告書」に保護者の方で御記入いただき、提出をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、本校まで御連絡をお願いします。現在、新型コロナウイルス感染症についても治癒証明書の提出は不要です。

治 療 証 明 書

岡山県立岡山操山中学校

年 組

生徒氏名

生年月日 年 月 日 生

病 名

期 間 令和 年 月 日～ 月 日

上記疾病の治癒したことを証明します。

月 日から登校可能です。

令和 年 月 日

医療機関住所

氏 名

印